

農業委員会だより



【 農業委員現地視察研修 新篠津村『(有)大塚ファーム』にて 】

発行：美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市農業委員会（会長 畑 雄二）

TEL (0126) 63-0142

美唄市ホームページ <http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>

担い手の育成・確保対策

農業後継者等を対象に研修会を開催します。

管内・管外視察研修

道内における先進地の視察を行います。

農地パトロール(利用状況調査)

優良農地の確保・保全を図るため遊休農地の早期発見、実態把握や農地の違反転用防止の目的でパトロールを実施します。

陳情要請活動

農業施策に関し、国及び関係機関に必要な応じ要請活動を実施します。

上部組織等研修会への参加

北海道農業会議・空知農業委員会連合会等で開催される各種研修会に参加し、今後の活動の向上に努めます。

関係行政機関等に対する 農業委員会の意見の提出

本市の基幹産業の振興及び安定した農業経営確立のため、農業者の声を関係機関に届けます。

市議会議員との懇談会

農業振興等について美唄市議会議員と懇談します。

農業者年金業務の推進

年金加入・受給権発生者への適切な案内や未加入者への加入推進を行います。

農地審査会の開催

農地の円滑な流動化に関し、土地利用集積に係る調整を図ります。

令和6年度 農業委員会 事業計画

地域計画作成に係る協議への 参加・目標地図の作成

「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」作成に係る協議への参加及び「目標地図」を作成します。

広報活動

H Pにより委員会の活動計画・報告を掲載しています。
『農業委員会だより』を年2回発行します。

令和7年度事業計画の策定

今年度の活動状況を踏まえ、次年度の事業計画を検討します。

令和6年度農業委員会総会日程

7月以降の総会日程をお知らせします。

第7回	令和6年7月30日	第8回	令和6年8月27日	第9回	令和6年9月26日
第10回	令和6年10月29日	第11回	令和6年11月26日	第12回	令和6年12月25日
第1回	令和7年1月28日	第2回	令和7年2月26日	第3回	令和7年3月25日

農地の転用には許可が必要です

農地を農地以外に用途変更（農地転用）するには、農地法に基づく許可が必要です。用途によっては転用できない農地もあり、無断で転用すると罰則の適用がありますので、転用する計画があるときは事前にご相談ください。

農地所有適格法人報告書を提出してください

農地法により農地所有適格法人は事業年度終了後3ヶ月以内に報告書を提出することが定められています。報告書の提出がないと法人の要件が確認できず農地をあっせんすることが困難となり、また罰則の適用もありありますので毎年忘れずに報告書の提出をお願いします。



地域計画策定を進めよう!!

策定期限は令和7年3月31日

折込のパンフレットを
ご参照ください。

農業経営基盤強化促進法により、人・農地プランが『地域計画』として法定化され、令和7年3月末までに策定する必要があります。

『地域農業経営基盤強化促進計画』（地域計画）とは？

5年後、10年後、地域農業を維持・発展していくために地域の農地は、誰が利用し、農地をどうまとめていくのか。地域農業の将来のあり方について、若い方や女性を含め、幅広い意見を聞きながら市、農業委員会、北海道農業公社、JA、土地改良区等、地域が一体となって話し合い、作り上げていく将来の計画のことです。

★ 地域計画を作る理由 ★

1. 10年後の地域で進むべき農業の方向性を決めていくため。
2. 国の補助や支援を受けるため。

① 農業経営基盤強化準備金制度

② スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

③ 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業 等

※国の補助等を受けるには、原則として地域計画で「地域内の農業を担う者」として位置づけられている必要があります。

一例です。

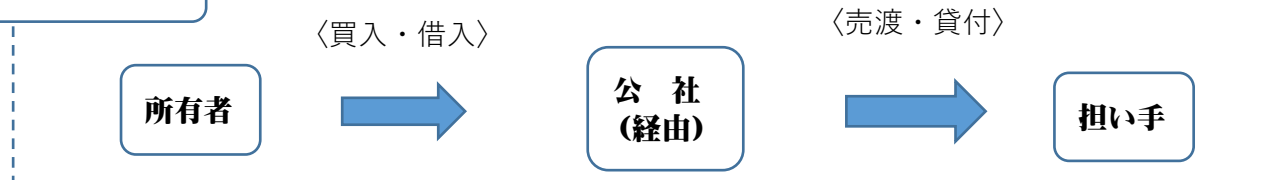
** 地域計画が策定され今後の農地の移動はどうなるの？ **

【農地の貸し借り・売買は、令和7年4月から原則として 北海道農業公社経由になります】

※ 賃貸借は、当面の間手数料は発生しません。ただし、保有合理化事業では手数料が発生します。

※ 売買の手数料は、
所有者（出し手）は、買入価格の2%＋消費税
担い手（受け手）は、売渡価格の1%＋消費税

イメージ図



このことからあらかじめ次の手続きが必要です!!

- ・土地の移動をされる場合、登記簿について**住所変更・地目変更**をご自身で行う。
- ・抵当権がついている土地については、JA等に確認のうえ抵当権の抹消を行う。
- ・相続が終わっていない土地については、**相続手続き**を終了する。

** 農地の賃貸料情報 **

令和5年1月から12月までに締結(公告)された
賃貸借における賃借料水準(10a当たり)

締結(公告)された 地 域 名	美唄市全域(田)	美唄市全域(畑)
平 均 額	10,400円	5,800円
最 高 額	15,000円	10,000円
最 低 額	5,000円	2,000円
デ ー タ 数	46件	14件

優良農地の確保・保全を図るため、遊休農地(耕作放棄地)の早期発見、実態把握や違反転用防止の目的ですべての農地を対象に8月に【農地パトロール(利用状況調査)】を実施します。担当地区ごとに農業委員が調査を行いますのでご理解とご協力をお願いします。

女性農業者の皆さんも 農業者年金に加入しませんか

老後にしっかり備えられる
積立年金
お問い合わせはJA又
は農業委員会へ

①「終身年金」で女性の長い老後をしっかり支えます。

高齢農家の家計費は夫婦二人で月額約22万4千円必要で、国民年金の不足分を農業者年金がカバーします。現在の平均余命は、男性87歳、女性92歳と女性が5年程長生きで、ご主人が先に亡くなった場合に備え自分自身の終身年金に加入することが重要です。

★農業者年金に【夫だけ加入】と【夫婦で加入】の比較

- ・夫婦は同年齢、加入は30歳、保険料月額2万円で通常加入
- ・平均余命(男性87歳 女性92歳)まで生存 として比較

	【夫だけ加入】	【夫婦で加入】
65歳～87歳の年金額	夫 6万8千円 妻 6万8千円 農業者年金 夫 4万4千円	夫 6万8千円 妻 6万8千円 夫 4万4千円 妻 3万8千円
合計月額	18万円	21万8千円
88歳～92歳の年金額	国民年金 妻 6万6千円 農業者年金	妻 6万6千円 妻 3万8千円
合計月額	6万6千円	10万4千円

②加入条件は3つ。保険料の国庫補助もあります。

- i 年間60日以上農業に従事
- ii 国民年金の第1号被保険者※納付免除者を除く
- iii 65歳未満の方※60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

青色申告をしている認定農業者(認定就農者)と家族経営協定を締結すると、保険料の国庫補助が受けられます。

③税制面で大きな優遇があります。

支払った農業者年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、節税効果が得られます。

★ 編集後記 ★

世間の関心が薄れたとは言え終息の見えないコロナに加え、農業資材の高騰等、心労の多い中で春作業お疲れ様でした。

本年度は、地域計画(目標地図)を策定しなければなりません。策定にあたりまして、地域の皆様にはご足労を願うことがあるかとは思いますがよろしくお願いいたします。

これからは、順次収穫作業を迎えますが、作業事故には十分注され、豊穰の出来秋を迎えられることを願います。

** 峯崎光行 **